

企業の取組

農業参入した企業は、継続的な営農を可能にするため、地域や市町村との信頼関係構築に努める必要があります。

1 関係機関との連携・情報交換

市町村に対して報告、連絡、相談など継続的に情報を提供するとともに、助言を受けながら営農しましょう。

2 地域の活動への参加

農地を適正に利用して営農することはもちろん、地域の行事に参加するなど、地元に根ざした農業経営を目指す必要があります。

3 農地の利用状況についての報告

企業が農地を借りている場合、農地法第6条の2の規定に基づき、農地の利用や営農状況について毎事業年度の終了後3か月以内に市町村に報告する義務があります。

参入形態によって報告の方法が異なりますので、市町村農政担当課、農業委員会の指導を受けてください。

市町村の対応

市町村は、受け入れた企業が農業経営を継続できるようにサポートするとともに、法令や協定の遵守について指導します。

1 営農状況の確認

農地法に基づく企業からの報告等によって、営農状況や農地所有適格法人が各要件を満たしているかについて確認してください。

企業の新規参入や借入面積の変更があった場合には、農地法第6条の2第1項に基づく国の調査「農地法第6条の2第1項に規定する報告等に関する調査」において県に報告してください。

2 企業からの相談の対応

技術的な課題や規模拡大などの相談について疑問がある場合は、県農林振興センターや（公社）埼玉県農林公社などの関係機関に相談してください。

3 違反がある場合の対応

法令や協定の違反があった場合には、必要な措置を講じるよう勧告します。勧告後の改善が認められない場合には、法令に基づき、貸借解除の手続きを進めてください。